

名古屋市告示第553号

事業内容の変更について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第31条第1項の規定に基づき、令和7年10月22日付けで事業者からみなとアクルス開発事業に係る事業内容の変更の届出があり、同月31日付けで同条第3項の規定による通知をしましたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事業内容の変更の届出及び当該通知の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年11月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東邦ガス株式会社

取締役社長 山崎聡志

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(2) 東邦ガス不動産開発株式会社

取締役社長 鳥居明

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(3) 三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田俊

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(4) 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 嘉村徹

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

2 対象事業の名称及び種類

みなとアクルス開発事業

工場又は事業場の建設

3 対象事業の実施予定地

A区域 名古屋市港区港明二丁目、津金一丁目の一部

B区域 名古屋市港区金川町の一部

C区域 名古屋市港区河口町の一部

4 届出に係る変更の内容

事業実施予定地の変更

5 通知の内容

名古屋市環境影響評価条例第4章に規定する環境影響評価の手続の全部並びに第5章に規定する工事着手届、事後調査計画書（工事中）及び事後調査計画書（供用開始後）の手続を再度行う必要はない。

6 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

熱田区役所

ウ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和7年11月14日（金）から同月28日（金）まで。ただし、地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては同月17日（月）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課